

京都市立高校グローバルリーダー育成研修に係る取消料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市立高校グローバルリーダー育成研修（以下「育成研修」という。）に参加しなかった生徒に生じる取消料について、当該生徒の保護者等の負担を軽減するための補助に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

(1) 生徒 市立高校に在籍する生徒をいう。

(2) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法律」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。

(交付の対象)

第3条 育成研修に係る取消料の補助を受けることができる者は、育成研修における海外出発日（海外に渡航するために利用する交通機関が出発又は出航する日をいう。以下同じ。）において学校保健安全法第19条に基づく出席停止に相当する事情により、当該育成研修に参加しなかった生徒の保護者等とする。

(補助金の額)

第4条 補助対象者1人当たりの補助金の額は、当該育成研修に参加しなかったことにより、仲介する旅行代理店に支払う育成研修に係る取消料に相当する額とする。

(交付の申請)

第5条 条例第9条による申請は、申請書によって、参加しなかった育成研修の最終日の翌日から30日以内に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 育成研修における海外出発日において学校保健安全法第19条に基づく出席停止に相当する事情があったことを確認できる書類

(2) その他別に定める書類

(標準処理期間)

第6条 条例第9条による申請が到達してから50日以内に条例第10条各号の決定をするものとする。

(取消し)

第7条 前条において承認の決定がなされた後であっても、虚偽の申請その他不正の手段により当該決定を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

(変更等の承認の申請)

第8条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

2 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

(補助金の委任)

第9条 補助対象者は、補助金の全部の請求、受領、実績報告及び精算の手続を、育成研修を仲介する旅行代理店に委任することができる。

(経由)

第10条 この要綱に基づき市長に書類を提出する場合は、生徒が在学している学校の長を経由しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(補助金の返還)

第11条 補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付

を受けたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項及び書類は、教育委員会事務局指導部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。